

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課）

項目名	国立健康危機管理研究機構の創設に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律46号。以下「法」という。）により、令和7年4月1日に、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）を一体的に統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）を創設することとなったことを踏まえ、現行の感染研及びNCGMに適用されている以下の税制上の措置について、JIHSについても講じられるよう要望する^(※)。</p> <p>(※) 下記に記載のない所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税関係については、令和5年度要望にて要望済み。</p>		
	<p>①研究開発税制</p> <p>試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（＝研究開発税制）のオープンイノベーション型における「研究開発型スタートアップ」（＝共同試験研究又は委託試験研究先）の要件の一つである「特定新事業開拓事業者」に出資する者にJIHSを加えることにより、JIHSから出資を受けた企業と共同研究を行った者又は出資を受けた企業に研究委託を行った者が法人税又は所得税の控除を受けられる措置</p>		
	<p>②譲渡所得等の非課税</p> <p>JIHSに資産を贈与又は遺贈した際に発生する譲渡所得にかかる所得税を非課税とする措置</p>		
	<p><関係条文></p> <p>①所得税 租税特別措置法施行令第5条の3第10項第3号 法人税 租税特別措置法施行令第27条の4第24項第3号</p> <p>②所得税 租税特別措置法第40条第1項</p>		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	(制度自体の減収額)	(－)	百万円)
	(改正増減収額)	(－)	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 感染研と NCGM を一体的に統合することにより、JIHS を創設し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行い、内閣感染症危機管理統括庁や厚労省感染症対策部に科学的知見を提供すること等を通じ、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 JIHS は、情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発及び臨床機能の全てが世界トップレベルであり、世界の感染症対策を牽引する国内の「感染症総合サイエンスセンター」を目指しており、研究・開発の機能については、シーズ開発から非臨床試験、臨床試験までを戦略的かつ一貫通貫に進めることができる体制とする。国内外の臨床試験のネットワークのハブになるためには、JIHS の研究開発成果を活用した研究やそれを支援する事業者と協力し、新たな感染症に対するワクチンや治療薬の開発等に繋げていく必要があるが、出資先の企業と共同研究又は委託研究を行った企業が所得税や法人税の控除を受けられる措置を講じることで、JIHS がハブとなるネットワークにこれらの事業者に積極的に参入いただく効果が期待できる。</p> <p>また、JIHS は感染研と NCGM が現在担っている事業等を着実に実施することとされ（令和 4 年 9 月 2 日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、法第 23 条第 1 項各号に掲げる JIHS の業務規定は感染研及び NCGM の業務を引き継ぐ形で規定されている。よって感染研と NCGM に適用されている税制上の所要の措置について引き続き講じることが必要であり、譲渡所得等の非課税についても措置を継続する必要がある。</p>	
	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標 5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p>
<p>政策の達成目標</p> <p>JIHS を創設し、情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発機能及び臨床機能の全てが世界トップレベルであり、世界の感染症対策を牽引する国内の「感染症総合サイエンスセンター」を目指し、次の感染症危機に備える。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p> <hr/> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>		
今回の要望（租税特別措置）に関連す		

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	1法人
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の措置を講じることにより、JIHSにおいて、特に研究・開発機能強化し「感染症総合サイエンスセンター」として国内外のネットワークのハブとなり、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う機能を、効率的に実施することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	②譲渡所得等の非課税については、地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	JIHSは、感染研及びNCGMを統合することにより創設するものであるが、JIHS創設後も同様の税制上の措置を講じることによって、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等の機能の強化を図り、政府に科学的知見を提供すること等を通じ、次の感染症危機に備えるという政策目的が果たされるので妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和5年度税制改正要望において、①研究開発税制については要望を行っていたが、JIHSの研究開発等の業務の具体的内容が固まってから要望すべきとされた。</p>	